

## 2 社会福祉施設における防火・防災対策

昭和 62 (1987) 年に発生した特別養護老人ホームの火災を受けて防火安全対策の通知が出された。さらに平成 18 (2006) 年に長崎で発生した認知症高齢者グループホームの火災のあとには、消防法施行令が改正され、延床面積 1,000㎡未満の小規模社会福祉施設の防火設備の基準が強化された。

### 1. 社会福祉施設における防火安全対策の強化 (昭 62.9.18 社施 107)

表 4-15 社会福祉施設における防火安全対策

| 対策項目      | 対策内容   |
|-----------|--|
| 火災発生の未然防止 | 寝具類、カーテン、寝衣を防炎化する  |
| 夜間防火管理体制  | 夜勤者とは別に宿直者を配置する  |
| 避難対策      | 消防機関の協力を得て、夜間における避難に重点をおいた避難・救出訓練を定期的に行う                     |
|           | 2階以上の部分にはバルコニーを設置する  |
|           | 入所者の避難・搬送が容易に行えるよう避難路は十分な幅員を確保し、バルコニー等を含め段差をなくし、また必要な手すりを設ける |
|           | 視覚・聴覚障害者が入所する施設においては、閃光型警報装置、点滅型誘導灯、誘導音装置付誘導灯等を設置する          |
|           | 寝たきり等重度な者のための居室は極力 1 階または避難が容易な場所に設ける                        |
| 延焼防止・防煙対策 | 間仕切り壁を防火上有効に小屋裏または天井に達せしめる<br>防煙垂れ壁を設置する                     |

### 2. 小規模社会福祉施設の防火安全対策

消防法施行令の改正により、消防法施行令第 1 条第 6 項 (ロ) に定める認知症高齢者グループホームや小規模な特別養護老人ホームでは、表 4-16 のように消防設備と警報設備の設置義務範囲が拡大された。ただし、延床面積 1,000㎡未満の施設で表 4-17 の 1 から 4 の要件のいずれかに該当するものはスプリンクラーを設置しないことができる。

表 4-16 消防用設備等の設置義務

| 消防用設備等の種類                | 改正後の設置義務の対象 |
|--------------------------|-------------|
| 自動火災報知設備                 | すべての施設      |
| 火災通報装置 (消防機関へ通報する火災報知設備) | すべての施設      |
| スプリンクラー設備                | すべての施設 *    |
| 消火器                      | すべての施設      |

\* 延床面積が1,000㎡未満の施設 (小規模社会福祉施設) では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができる (消防法施行令第12条)。ただし、所轄の消防署との事前協議や水圧等についての水道局との協議が必要な場合がある

表 4-17 スプリンクラーの設置を緩和する要件 (消防予第231号 平成19年6月13日)

| 番号 | 緩和要件   |
|----|--|
| 1  | <p>夜間の避難介助に必要な介助者が確保されている (①から③すべてに該当)</p> <p>①平屋建て又は地上2階建て。壁・天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃材料</p> <p>②夜間人員配置4:1以上、近隣協力者の場合は3:1以上</p> <p>③近隣協力者は次のアからウのすべてに該当する。ア.居所から2分以内で駆けつけられる、イ.居所に当該施設の火災発生を覚知できる装置がある、ウ.本人の同意や活動範囲等が消防計画等に明らかにされている</p>   |
| 2  | <p>各居室から屋外等へ容易に避難できる (①から④すべてに該当)</p> <p>①平屋建て又は地上2階建て。壁・天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃材料</p> <p>②すべての居室から地上又は一時避難場所への経路が次のア又はイに該当する<br/>ア.扉又は掃出し窓を通じて直接避難できる、イ.どの居室から出火しても火災室及びその開口部に面する部分を通らずに、避難できる</p> <p>③一時避難場所の位置及び構造が外部からの救出を妨げるものでない</p> <p>④夜勤者が1名となる2ユニットの場合は、近隣協力者が1名以上確保されている</p> |
| 3  | <p>共同住宅の複数の部屋を占有する小規模社会福祉施設 (①から④すべてに該当)</p> <p>①1区画当たり100㎡以下。壁・天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃材料</p> <p>②3階以上の場合、区画する壁及び床が耐火構造でその開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられている</p> <p>③要保護者の数が1区画あたり4名以下</p> <p>④従業者等が確保されている</p>  |
| 4  | 1から3に該当しないもののうち避難所要時間が避難限界時間を超えないもの  |

### その他の緩和規定

小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について  
(消防予第105号 平成26年3月28日)

消防法施行令第12条第1項に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造」

(消防法施行規則第12条の2)

表 4-17 スプリンクラーの設置を緩和する要件

| 番号 | 緩和要件  |
|----|---|
| 1  | 夜間の避難介助に必要な介助者が確保されている（①から③すべてに該当）<br>①平屋建て又は地上2階建て。壁・天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃材料<br>②夜間人員配置4：1以上、近隣協力者の場合は3：1以上<br>③近隣協力者は次のアからウのすべてに該当する。ア.居所から2分以内で駆けつけられる、イ.居所に当該施設の火災発生を覚知できる装置がある、ウ.本人の同意や活動範囲等が消防計画等に明らかにされている  |
| 2  | 各居室から屋外等へ容易に避難できる（①から④すべてに該当）<br>①平屋建て又は地上2階建て。壁・天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃材料<br>②すべての居室から地上又は一時避難場所への経路が次のア又はイに該当する<br>ア.扉又は掃出し窓を通じて直接避難できる、イ.どの居室から出火しても火災室及びその開口部に面する部分を通らずに、避難できる<br>③一時避難場所の位置及び構造が外部からの救出を妨げるものでない<br>④夜勤者が1名となる2ユニットの場合は、近隣協力者が1名以上確保されている |
| 3  | 共同住宅の複数の部屋を占有する小規模社会福祉施設（①から④すべてに該当）<br>①1区画当たり100㎡以下。壁・天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃材料<br>②3階以上の場合、区画する壁及び床が耐火構造でその開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられている<br>③要保護者の数が1区画あたり4名以下<br>④従業者等が確保されている   |
| 4  | 1から3に該当しないもののうち避難所要時間が避難限界時間を超えないもの   |